環境学習事業等運営業務委託プロポーザル実施要領

１．業務概要

（１）業務名

環境学習事業等運営業務委託

（２）業務の目的

本市が四日市公害を経験した経緯を踏まえ、市民が人と環境との関わりについて理解と認識を深めることにより、良好な環境を目指し、環境に配慮した行動がとれるよう、より質の高い環境学習等事業の推進を図ることを目的とする。

（３）業務内容

別途「環境学習事業等運営業務委託仕様書」のとおり。

なお、本プロポーザルに関する書類において、「仕様書」と記載のあるものは、この「環境学習事業等運営業務委託仕様書」を意味するものとする。

（４）委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

２．見積限度額

提案上限額は１３２，８００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお、提案上限額は本委託業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格についてはこの範囲で別途算定する。

３．候補者の決定方法

公募型プロポーザル方式

４．参加資格要件

次に掲げる事項全てに該当すること。

（１）四日市市入札参加資格者名簿に登載または登載予定であること。

（未登載の場合は、プロポーザル実施時までに、市が指定する書類を提出するとともに、審査会開催日までに、三重県市町総合事務組合（http://shichosogo-mie.jp/buppin.html）で、登載手続を済ませること。また、参加意向申出書に、登載手続き中である旨を記載すること。）

（２）実施要領の公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 21 年 6 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当し

ない者であること。

（４）入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

５．募集方法

ホームページ上で募集要項等を公表する。

６．プロポーザル審査委員会

目的：環境学習事業等運営業務委託契約の相手方を選定するためにプロポーザル方式による契約相手方の候補者の決定を厳正かつ公平に行う目的で設置する。

役割：プロポーザル審査委員会は次の各号に掲げる事項を処理する。

（１） 実施要領の確認に関すること。

（２） 事業者選定に関すること。

（３） 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。

（４） その他必要な事項

７．質疑・回答

質問は令和８年１２月１０日までにＥメール（任意様式、Word 形式）にて問い合せること（送受信を電話で確認すること）。全ての質疑に対する回答を、全応募業者に対してＥメールにて通知する。

８．参加申し込み・資格審査

参加意向申出書（様式１）を持参または郵便により提出すること。

参加資格審査結果は、各応募者へ参加資格審査結果通知書（様式２）にて郵送または電子メールにより通知する。

９．企画提案書作成方法

企画提案書は、別途「プロポーザル企画提案書作成要領」を参照の上、一括して持参又は郵便（簡易書留）で１１部（正副の区別なし）提出すること。また併せて企画提案書データ一式をＵＳＢメモリーまたは光ディスクにて１部以上提出すること。分割提出は認めない。１者１提案までとし、企画提案書受付後の加除及び修正は原則認めない。なお、締切日必着とする。

また、次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

（１）定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

（２）提案内容に虚偽がある場合

（３）参加者及び協力企業が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

１０．審査方法

別紙「プロポーザル審査要領」参照

１１．審査結果

審査の結果は、各応募者へプロポーザル審査結果通知書（様式３）にて、郵送または電子メールにより通知する。

１２．日程

令和８年１１月中旬　頃	募集要項のホームページ掲載
令和８年１１月２６日（木）正午	参加意向申出書の提出期限
令和８年１２月　２日（水）	参加資格審査結果の通知
令和８年１２月１０日（木）	質疑の提出期限
令和８年１２月１７日（木）	質疑の最終回答
令和９年　１月１３日（水）午後３時	企画提案書の提出期限
令和９年　２月　２日（火）午後	プレゼンテーション等の実施
令和９年　２月上旬　頃	審査結果の通知予定日
令和９年　２月上旬　頃	協議
令和９年　３月	契約の締結

※現地説明会は開催しない。

１３．提出書類の取扱い

（１）提出書類は応募者に返還しない。

（２）提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

１４．情報公開及び提供

市ホームページに公募情報および審査結果等を掲載する。また、提出された文書等については、四日市市情報公開条例第６条に示された方法で情報開示請求があった場合において、同条例第 7 条から第 15 条に基づいて開示を行う。

１５．書類提出・問い合わせ先

（１）書類提出先

〒５１０－００７５　三重県四日市市安島一丁目３番１６号

四日市市　環境部　四日市公害と環境未来館

月曜日休館（ただし祝休日の場合は翌平日）

１２月１日～７日は整備休館。（７日以外は職員は勤務しています）

（２）問い合わせ先

四日市市　環境部　四日市公害と環境未来館
TEL　０５９－３５４－８０６５
FAX　０５９－３２９－５７９２
E-mail　kougai-kankyoumiraikan@city.yokkaichi.mie.jp
担当　米田、栗田

１６．その他

（１）参加意向申出書の提出以降に辞退する場合は、速やかに文書にて連絡すること。

（２）提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

②虚偽の記載をしたもの。

（３）プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った者又は不正な利益を得ようとした者は失格とする。

（４）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案事業者が負うものとする。

（５）提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等の一切の経費は、提案事業者の負担とする。